

1. 独立行政法人の概要（その1）

NO.	29	所管	文科	法人名	日本芸術文化振興会	職員の身分	非国家公務員
法人概要		広く我が国の芸術文化の振興又は普及を図るための活動に対する援助を行い、あわせて我が国古来の伝統的な芸能の保存及び振興を図るとともに、我が国における現代の舞台芸術の振興及び普及を図り、もって芸術その他の文化の向上に寄与する。					
沿革		昭和41年 6月 国立劇場法公布 昭和41年 7月 特殊法人国立劇場設立 昭和41年11月 国立劇場本館開場 昭和54年 3月 国立演芸資料館開場 昭和58年 9月 国立能楽堂開場 昭和59年 3月 国立文楽劇場開場 平成 2年 3月 国立劇場法の一部改正法施行 （特殊法人日本芸術文化振興会に名称変更、芸術文化振興基金設置） 平成 9年10月 新国立劇場開場 平成15年10月 独立行政法人に移行 平成16年 1月 国立劇場おきなわ開場					
中期目標期間		平成25年4月～平成30年3月（5年間）					
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度		
役員総数〔官庁OB〕（現役出向）（4/1時点）		6	6	6	6 [0] (1)		
常勤役員数		5	5	5	5		
非常勤役員数		1	1	1	1		
常勤職員数〔官庁OB〕（現役出向）（4/1時点）		306	298	296	298 [9] (4)		
うち間接部門		64	64	65	66		
うち事業部門		242	234	231	232		
非常勤職員数（官庁OB）（4/1時点）		32 (1)	51 (1)	70 (2)	88 (2)		
給与水準【事務・技術職員】（年齢・地域・学歴勘案）		101.6 (88.1)	102.5 (89.1)	104.1 (91.6)	— (—)		
給与水準【研究職員】（年齢・地域・学歴勘案）		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)		
年度		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度		
予算/決算		決算	決算	決算	当初予算		
国からの財政支出額の推移（百万円）		一般会計（百万円）	18,176	14,905	13,797	13,362	
		うち運営費交付金	10,570	10,244	9,874	9,433	
		うち施設整備費補助金	3,081	412	112	78	
		うち施設整備以外の補助金・交付金	4,493	4,248	3,791	3,851	
		うち委託費	32	1	20	-	
		うち出資金	-	-	-	-	
		特別会計（特会名）（百万円）	-	-	-	-	
		うち運営費交付金	-	-	-	-	
		うち施設整備費補助金	-	-	-	-	
		うち施設整備以外の補助金・交付金	-	-	-	-	
		うち委託費	-	-	-	-	
		うち出資金	-	-	-	-	
		計	18,176	14,905	13,797	13,362	
支出額の推移（百万円）		22,528	19,402	18,544	17,811		
収入額の推移（百万円）		22,537	19,326	18,338	17,811		
国の財政支出/収入額（％）		80.6	77.1	75.2	75.0		
財務データ（平成24年度、百万円）		資産合計	241,452	うち流動資産	8,415		
		負債合計	8,036	純資産合計	233,416	うち利益剰余金	1,383

1. 独立行政法人の概要（その2）

NO.	29	所管 文科	法人名	日本芸術文化振興会
-----	----	-------	-----	-----------

○事務・事業の構造等（平成25年度）

事務・事業名	①事務・事業の内容及び②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容	支出額 (平成24年度決算) (百万円)	収入額（百万円） (平成24年度決算)		特定関連会社・公益法人への支出 (百万円) (平成24年度)		
			内訳（名称）	（額）	法人名	額	
文化芸術活動に対する援助	①国民が文化芸術に親しみ、自らの手で新しい文化を創造していく環境の醸成とその基盤の強化を図っていくとともに、我が国の芸術水準を向上させていくため、多様な資金を活用し、芸術家及び芸術団体等が実施する活動に対し助成金を交付する。 ② ○文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号） ○文化芸術振興基本法（平成13年12月7日法律第148号） ○文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）（平成23年2月8日閣議決定） 第2 文化芸術振興に関する重点施策 重点戦略1：文化芸術活動に対する効果的な支援 【重点的に取り組むべき施策】 ◆文化芸術団体の創造性の発揮や継続的な発展に資するよう、事業収支が支援額に影響しない仕組みなど、より経営努力のインセンティブが働くような助成方法や年間の創造活動への総合的な支援等の新たな支援の仕組みを導入する。 ◆文化芸術への支援策をより有効に機能させるため、独立行政法人日本芸術文化振興会における専門家による審査、事後評価、調査研究等の機能を大幅に強化し、諸外国のアーティストに相当する新たな仕組みを導入する。このため、早急に必要な調査研究を行うとともに、可能などころから試行的な取組を実施する。 第3 文化芸術振興に関する基本的施策 1. 文化芸術各分野の振興 (1) 芸術の振興 ・文化芸術への支援策をより有効に機能させるため、独立行政法人日本芸術文化振興会における専門家による審査、事後評価、調査研究等の機能を大幅に強化し、諸外国のアーティストに相当する新たな仕組みを導入する。このため、早急に必要な調査研究を行うとともに、可能などころから試行的な取組を実施し、文化芸術活動の計画、実行、検証、改善（PDCA）サイクルを確立する。 ・独立行政法人日本芸術文化振興会は、幅広く多様な文化芸術を振興し、その普及を図る活動等に対し、芸術文化振興基金による助成事業等を行う。	5,126	合計	5,296			
			国費	48			
			運営費交付金	0			
			芸術文化振興費補助金	3,791			
自己収入	9						
自己収入	1,448						
伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演	①伝統芸能の公開については、つとめて古典伝承のままの姿で伝統芸能の公開を行い、その正しい保存と振興に努める。現代舞台芸術の公演については、国際的に比肩し得る高い水準の現代舞台芸術の公演を自主制作により公演し、その振興と普及に努める。 ② ○文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号） ○文化芸術振興基本法（平成13年12月7日法律第148号） ○文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）（平成23年2月8日閣議決定） 第2 文化芸術振興に関する重点施策 重点戦略3：子どもや若者を対象とした文化芸術振興策の充実 【重点的に取り組むべき施策】 ◆できるだけ若い子どもから若者までを対象とし、子どもの発達段階に応じて、多彩な優れた芸術の鑑賞機会、伝統文化や文化財に親しむ機会を充実する。 第3 文化芸術振興に関する基本的施策 1. 文化芸術各分野の振興 (1) 芸術の振興 ・より多くの国民に優れた芸術の鑑賞機会を提供するため、新国立劇場における公演の充実を図る。 (3) 伝統芸能の継承及び発展 ・国立劇場、国立音楽堂、国立文楽劇場及び国立劇場おきなわにおける公演や各地域における普及のための公演の充実を図り、より多くの国民に伝統芸能の鑑賞機会を提供し、古典の伝承とその活性化を推進する。 (4) 芸能の振興 ・国立演芸場等における公演の充実を図り、より多くの国民に芸能の鑑賞機会を提供する。 9. 文化芸術拠点の充実等 (1) 劇場、音楽堂等の充実 ・国立劇場や新国立劇場等における公演の充実を図り、より多くの国民に質の高い文化芸術の鑑賞機会を提供するなど、国立施設としてふさわしい活動を推進するとともに、そのために必要な安全かつ良好な施設環境を整備する。	11,286	合計	10,973			
			国費	7,817		・財団法人新国立劇場運営財団(3,135) ・財団法人国立劇場おきなわ運営財団(458)	3,593
			運営費交付金	106			
			第67回文化庁芸術祭主催公演オープニング公演委託費	11			
自己収入	3,039						
伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修	①伝統芸能を長期的な視点に立って保存振興し、各分野の伝承者を安定的に確保するため、伝承者の養成を実施する。現代舞台芸術の分野においては、高い技術と豊かな芸術性を備えた実演家等を育成するため、実演家等の研修を実施する。 ② ○文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号） ○文化芸術振興基本法（平成13年12月7日法律第148号） ○文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）（平成23年2月8日閣議決定） 第2 文化芸術振興に関する重点施策 重点戦略2：文化芸術を創造し、支える人材の充実 【重点的に取り組むべき施策】 ◆新進芸術家の海外研修やその成果を還元する機会を充実したり、国内での研修機会を得られるようにしたりするほか、顕彰制度を拡充するなど、若手をはじめとする芸術家の育成に関する支援を充実する。 ◆無形文化財や文化財を支える技術・技能の伝承者に対する支援を充実する。 第3 文化芸術振興に関する基本的施策 1. 文化芸術各分野の振興 (3) 伝統芸能の継承及び発展 ・伝統芸能の持続的な継承を図るため、伝承者の養成への支援を充実するとともに、伝統芸能の表現に欠くことのできない用具等の製作・修理等に必要伝統的技術の継承を図るため、後継者育成及び原材料の確保に努める。 4. 芸術家等の養成及び確保等 ・高い技術と豊かな芸術性を備えた芸術家等を養成するため、新進芸術家等の海外留学や新国立劇場における研修事業の充実、次代を担う新進芸術家が活動成果を発表する機会や世界的な芸術家による指導の機会の充実等を図る。	913	合計	907			
			国費	866		・財団法人新国立劇場運営財団(318) ・財団法人国立劇場おきなわ運営財団(66) ・財団法人文楽協会(5)	389
			運営費交付金	2			
			施設整備補助金				
自己収入	39						

○事務・事業の構造等（平成25年度）

伝統芸能及び現代舞台芸術に関する調査研究の実施並びに資料の収集及び活用	①伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演の充実等に資するとともに、その理解の促進を図るため、調査研究及び資料の収集を行い、その成果を研究者や国民一般に提供する。 ② ○文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号） ○文化芸術振興基本法（平成13年12月7日法律第148号） ○文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）（平成23年2月8日閣議決定） 第2 文化芸術振興に関する重点施策 重点戦略4：文化芸術の次世代への確実な継承 【重点的に取り組むべき施策】 ◆文化芸術分野のアーカイブ構築に向け、可能な分野から作品、資料等の所在情報の収集や所蔵作品の目録（資料台帳）の整備を進めるとともに、その積極的な活用を図る。 第3 文化芸術振興に関する基本的施策 4. 芸術家等の養成及び確保等 ・大学等の教育機関や国立の文化施設等における文化芸術に係る教育及び研究の充実を図る。 10. その他の基盤の整備等 (1) 情報通信技術の活用の推進 ・我が国の多様な文化芸術、映画・映像、文化財等の情報について、デジタル技術、インターネットなどを活用してネットワーク化、アーカイブ化するなど、保存、展示、国内外への公開等を推進する。その際、学校教育における活用の促進の観点から、子どもたちが理解しやすいものとするにも留意する。	1,219	合計	1,162		
			国費	1,143	・財団法人新国立劇場運営財団(295) ・財団法人国立劇場おきなわ運営財団(85)	380
			自己収入	15		
			運営費交付金	4		

※ 100万円以下の少額随契は除く。

○国からの財政支出のうち特別会計からの支出の状況（特別会計別内訳）
 <平成24年度決算合計>

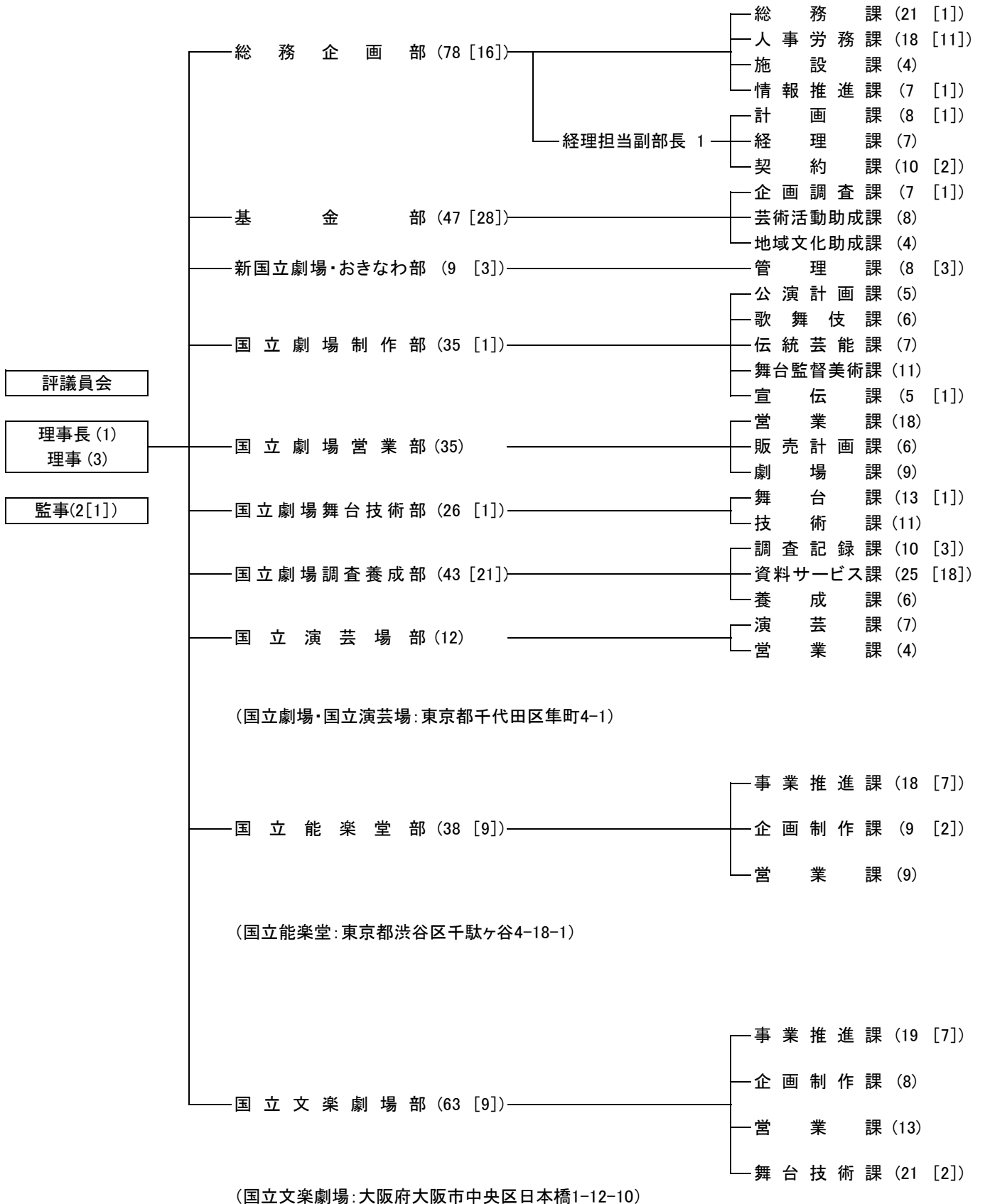
特別会計	法人合計（百万円）	合計		
		特別会計	特別会計	特別会計
		該当なし		

1. 独立行政法人の概要（その3）

NO.	29	所管	文科	法人名	日本芸術文化振興会
-----	----	----	----	-----	-----------

○組織図及び職員数（平成25年度）

※ [] 内は、非常勤数（内数）



No.	29	所管	文部科学省	法人名	日本芸術文化振興会
-----	----	----	-------	-----	-----------

1. 独立行政法人の概要（その4）

○国の政策実施機関としていかなる政策体系の中に法人がいかに位置づけられているのか、また、法人の業務について我が国の成長や国民の安全・安心の確保等の観点からいかなる成果をあげているか

日本芸術文化振興会の諸事業は、文部科学省の政策目標である「文化による心豊かな社会の実現」「芸術文化の振興」に位置づけられており、中核的拠点（ナショナルセンター）としての役割を担っている。

その基本的特性として、

- ・「国の顔」、ナショナルセンターとしての機能
 - ・公的性格に考慮した入場料等の設定
 - ・次世代への継承のため、主導的・先導的・先端的な事業を実施
 - ・自律性、継続性、安定性、高度の専門性
- 等を有し、他の機関ではなし得ない重要な成果をあげている。

<平成24年度実績（概要）>

○文化芸術活動に対する援助

- ・芸術文化振興基金助成金 助成件数=745件 助成額=計1,266百万円
- ・文化芸術振興費補助金による助成金 助成件数=384件 助成額=計3,567百万円

○伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演

- ・伝統芸能 182公演（1,039回）
- ・現代舞台芸術 30公演（276回）

○伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修

- ・伝統芸能
平成24年度修了生（歌舞伎俳優9名、歌舞伎竹本1名、歌舞伎長唄2名、大衆芸能太神楽1名、能楽2名、文楽4名）
- ・現代舞台芸術
平成24年度修了生（オペラ4名、バレエ6名、バレエ予科2名、演劇14名）

○伝統芸能及び現代舞台芸術に関する調査研究の実施並びに資料の収集及び活用

- ・伝統芸能に関する展示
伝統芸能情報館資料展示室 実施4回／演芸場資料展示室 実施3回／能楽堂資料展示室 実施5回
文楽劇場資料展示室 実施5回／国立劇場おきなわ資料展示室 実施4回
- ・現代舞台芸術に関する展示
舞台美術センター常設展 3回／舞台美術センター企画展 2回／新国立劇場内企画展 1回

○独立行政法人として発足する以前との比較において、独法制度を活用することによりどのようなメリット・デメリットがあったか

独立行政法人の趣旨は、行政内から政策の実施部門のうち、公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務・事業であり、民間にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものを、独立行政法人化し、業務の効率性と質の向上を図るものである。この結果、経営の視点の明確化、業務の効率化等については一定の効果があつたが、その一方で以下のような課題も生じている。

- ・運営費交付金の一律削減により、我が国の文化の継承と発展という長期的な視点での事業継続が困難となっている。日本芸術文化振興会の使命・役割を確実にかつ効果的に遂行するためには、運営費交付金の一律削減を撤廃し、本来業務に必要な予算の措置が不可欠。
- ・人件費の一律削減により、日本芸術文化振興会の業務実施に不可欠な公演の企画・制作、調査研究等を行う専門的人材の確保・育成等が困難となっている。事業の質の維持・強化のためには、専門人材の人件費を運営費交付金により確実に措置することが必要。
- ・日本芸術文化振興会が自己努力により獲得した利益について、経営努力として認められない状況が続いている。事業実施に当たってのモチベーションを維持し、また事業の一層の充実とともに国民に対するサービスの向上につながるよう、目的積立金制度の運用において弾力的な認定が必要。
- ・日本芸術文化振興会が設置する各劇場の施設・設備は老朽化が進んでいるが、施設整備費補助金が十分に措置されないため、必要な整備を計画的に実施できない状況となっている。快適で安全な劇場施設の整備・提供は、事業実施の基盤であり、「国の顔」である国立劇場各施設の質の維持・機能強化のためには、施設整備を計画的かつ確実に実施できる予算の措置が必要。

○関連する行政事業レビューシート（平成25年度）

府省名	事業番号	事業名
文部科学省	374	独立行政法人日本芸術文化振興会運営交付金に必要な経費
文部科学省	375	独立行政法人日本芸術文化振興会施設整備に必要な経費

No.	29	所管	文部科学省	法人名	日本芸術文化振興会
-----	----	----	-------	-----	-----------

1. 独立行政法人の概要（その4）

○法人の業務における民間委託の状況

①内部管理業務（調達、給与、研修など）、庁舎管理業務、システム関連業務					
業務名	具体的業務委託内容	支出額(24年度決算)	委託先		
警備・電話交換・駐車場管理業務	国立劇場、国立能楽堂、国立文楽劇場等の警備、電話交換、駐車場管理業務	164,340,380	首都圏ビルサービス協同組合、(株)ダイケングループ、キョウワプロテック(株)、(株)アール・エス・シー、東京オペラシティビル(株)、沖電気工業(株)		
電気・機械設備等保守業務	国立劇場、国立能楽堂、国立文楽劇場の電気・機械設備等保守管理業務	118,591,830	(株)ダイケングループ、(株)東洋実業、関西明装(株)、(株)山武、(株)明電舎、(株)日立ビルシステム		
清掃等業務	国立劇場、国立能楽堂、国立文楽劇場の清掃、廃棄物収集・運搬処理業務	114,926,572	(株)クリーン工房、(株)浄美社、(株)田中商会		
舞台機構設備等保守点検業務	国立劇場、国立演芸場、国立能楽堂、国立文楽劇場の舞台機構・照明設備・音響設備の保守業務	81,757,475	森平舞台機構(株)、三精輸送機(株)、(株)エヌ・エス・ティー、パナソニックESエンジニアリング(株)、(株)ピーアンドピー、東芝エルティエンジニアリング(株)、ヤマハサウンドシステム(株)、パナソニックシステムソリューションズジャパン(株)		
システム運用支援・保守業務	情報システムの総括運用管理支援業務、ホームページの運用支援・アクセス分析及び公演情報管理システム等の保守業務、チケット管理システム保守運用管理支援業務、インターネットチケット販売システム運用支援業務、図書管理システム保守・運用支援業務ほか	60,473,200	(株)日本ビジネスデータプロセッシングセンター、ヴァイタルサービス(株)、(株)ニッセイコム、公益財団法人日本科学技術振興財団、京セラ丸善システムインテグレーション(株)、(株)日立システムズ、日立電子サービス(株)		
映像設備等保守業務	国立劇場、国立演芸場、国立能楽堂、国立文楽劇場の舞台映像設備保守点検・管理業務	8,745,660	(株)エヌエイチケイアイテック、池上通信機(株)、(株)アニキ、スチューダー・ジャパン・ブロードキャスト(株)		
消防用設備等保全業務	国立劇場、国立文楽劇場の消防用設備等保全業務	4,620,000	(株)ニッショウ、能美防災(株)		
冷温水発生機保全業務	国立劇場、国立能楽堂、国立文楽劇場の冷温水発生機保全業務	6,170,000	(株)大岩マシナリー、パナソニックES産機システム(株)		
宿舍管理業務	用賀宿舍管理委託業務	2,444,400	積和管理(株)		

No.	29	所管	文部科学省	法人名	日本芸術文化振興会
-----	----	----	-------	-----	-----------

1. 独立行政法人の概要（その4）

②①以外の業務			
業務名	具体的業務委託内容	支出額(24年度決算)	委託先
劇場運営業務	新国立劇場の現代舞台芸術に係る業務及び劇場管理運営業務、国立劇場おきなわの沖縄伝統芸能に係る業務及び劇場管理運営業務	4,630,302,000	公益財団法人新国立劇場運営財団、公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団
舞台・楽屋、照明・音響等業務	国立劇場、国立演芸場、国立能楽堂、国立文楽劇場の舞台及び楽屋業務、舞台照明・舞台音響業務、座席・花道等設置・撤去業務	398,997,867	(株)パシフィックアートセンター、(株)ピーエーシーウエスト、(株)ハートス、佐川引越センター(株)
劇場案内業務	国立劇場、国立演芸場、国立能楽堂、国立文楽劇場の劇場案内業務	116,488,813	(株)ヴォートル、サントリーパブリシティサービス(株)
公演記録収録等業務	国立劇場、国立演芸場、国立能楽堂、国立文楽劇場の公演記録映像・音声収録・編集業務、公演記録写真撮影業務	84,736,074	(株)エヌ・エス・ティー、(株)パシフィックアートセンター、(株)関西東通、(株)ピーエーシーウエスト、(有)アングル、森口写真工房
電話予約受付等業務	国立劇場のチケット電話予約受付等業務	69,788,744	(株)インテリジェンス
派遣業務	「義太夫年表(昭和編)」資料調査及び編纂に係る労働者派遣、国立能楽堂図書閲覧室等業務に係る労働者派遣、国立文楽劇場文楽普及コーナー監視受付等に係る労働者派遣ほか	36,575,906	ランスタッド(株)、(株)CIJネクスト、(株)スタッフジャパン、ヒューマンステージ(株)、(株)テクノウェイブ、ヒューマンリソシア(株)、(株)経営管理センター、(株)ワークプロジェクト
字幕表示装置運用等業務	国立劇場、国立文楽劇場の字幕文字表示業務、国立能楽堂座席字幕表示装置運用業務	32,968,890	(株)イヤホンガイド、(株)ステージ
会員関係業務	「あぜくら会」会員証業務提携、会報「あぜくら」配送業務	28,318,094	(株)ジェーシービー、郵便事業(株)
調査資料関連業務	公演記録映像テープのデータ化変換業務、公演記録映像D3テープの複製業務、図書資料の入力業務ほか	27,552,636	(株)ビデオミックス・ラボ、(株)エクサイナターナショナル、(株)図書館流通センター、(株)TACサポート、三井倉庫(株)
チケット販売決済代行等業務	インターネットチケット販売システム決済代行業務、チケット等印刷・封入・配送・代金回収等業務、チケット代金クレジット決済収納代行業務、チケット代金のコンビニエンスストア決済収納代行業務	21,463,087	ピリングシステム(株)、日本通運(株)、日立キャピタル(株)、三菱UFJファクター(株)
託児室業務	国立劇場託児室運営業務	3,693,585	(株)ポピンズ
食堂、売店運営業務	国立劇場、国立演芸場、国立能楽堂、国立文楽劇場における食堂や売店の運営業務	0(貸付料を徴収)	(株)十一屋、(有)松原プリント、(株)レストランモア、(有)小島商会、(株)斉藤商店、地球企画(株)、(株)イヤホンガイド、(株)文化堂、ヒマワリフード(株)、小林能装束(有)、(有)かながわ軒茶舗、(有)文楽せんべい本舗

No.	29	所管	文部科学省	法人名	日本芸術文化振興会
-----	----	----	-------	-----	-----------

2. 個別法人の組織等の在り方について（その1）

(1) 独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）について	
① 措置内容	(該当なし)
② これに対する現時点での考え方	(該当なし)
(2) 独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月20日閣議決定）について	
① 措置内容	<p>【国立美術館、国立文化財機構、日本芸術文化振興会】</p> <p>○ 上記3法人は統合し、文化振興型の成果目標達成法人とする。</p> <p>○ 統合に際しては、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において「国の負担を増やさない形での事業の充実に向けて、制度の在り方を検討する」とされた趣旨を十分踏まえ、必要な職員数・予算を確保するとともに、真に自己収入の増加に向けたインセンティブが確保されることが不可欠である。このため、統合に際しては、①一定の自己収入を美術品等の管理等を行う専門職員の確保に使用できるようにする、②目的積立金が運用上、弾力的に認定されるようにする、③我が国の美術品や文化財等の海外への流出等を防ぐとともに魅力ある収蔵品を機動的・効果的に購入できるように、また、トップクラスの伝統芸能の伝承者や現代舞台芸術の実演家等を招へいする際に2年ないし3年後の公演となる契約等ができるように民間資金等を活用した「基金」を設置する、④シナジー効果を十全に発揮するため法人本部機能を拡充するといった制度設計・運用を行う。</p>
② これに対する現時点での考え方	<p>【3法人の統合について】</p> <p>以下の理由から統合すべきでないと考えている。</p> <p>(1) 目的が異なるため、統合によるシナジー効果が見出せない</p> <p>○ 3法人では、国立美術館は美術分野における「創造と発展」、国立文化財機構は「文化財の保存と継承」、日本芸術文化振興会は「文化芸術活動に対する援助、伝統芸能の保存振興、現代舞台芸術の振興普及」というように目的・理念が異なる。</p> <p>(例えば、美術館は、今まさに生きている作家や国民の美術活動を振興し、メディア芸術等新しく起こり発展・変化し続ける作品や分野を開拓するものであり、国立文化財機構における博物館は、評価や価値が定まっている文化財をわかりやすく国民に紹介するものであるなど、方向性が異なる。)</p> <p>○ 3法人が有する全国にある施設は、それぞれ専門分野を異にし、固有の活動を行っていることから、仮に統合しても施設を減らせるわけではないので、合理化の余地は全くない。</p> <p>○ 3法人に求められる人材の専門性、展示・上演の方法、収集・保管の対象や手法、調査研究手法などが異なることから、共同化、合理化できる余地が乏しい。</p> <p>○ 各法人間で業務実施における連携強化を図ることは重要であるが、それは統合するまでもなく現行でも十分可能である（例えば「学術大型研究計画」（マスタープラン2014学術大型研究計画）への応募など）。</p> <p>(2) 人間的な合理化の余地がない</p> <p>○ 統合によって法人本部の拡充が必要となるが、現在、国立美術館では、役員が館長・副館長を兼任し、また、本部事務局職員は全員が東京国立近代美術館職員を兼務しており、統合して新しく強力な本部を作る際に、一人も職員を供出できない状況である。国立文化財機構についても、役員が館長、所長を兼ねており、本部事務局でも東京国立博物館等の職員が兼務しているポストが多くある。したがって、本部設立のために全体で人員増となることは必至であり、統合によって人間的な合理化の余地がない。</p> <p>(3) 業務範囲が大幅に拡大し、法人として迅速かつ機動的な意思決定が困難となる</p> <p>○ 仮に統合すると、全国にある専門分野の異なる18の施設及び1基金（芸術文化振興基金）を管轄することとなり、業務範囲が大幅に拡大し、法人として迅速かつ機動的な意思決定が困難となる。また、現在、これまでの統合の成果が出始めたところであり、仮に統合しても美術館、博物館、文化財研究所、劇場の各部門は残るので、屋上屋を重ねることになる。</p> <p>○ 最近の情勢として、デザイン、建築、メディア芸術、アイヌ文化などの新たな分野に関する国の関与が求められており、これらに関する国立の美術館や博物館の立ち上げのニーズもあることから、法人の関与のあり方についても検討していく必要がある。今後、従来の業務に加えて、新たな分野について法人が担う可能性もあり、仮に統合した場合は、組織として大きくなり過ぎ、マネジメントに支障を来すおそれがある。</p>

No.	29	所管	文部科学省	法人名	日本芸術文化振興会
-----	----	----	-------	-----	-----------

2. 個別法人の組織等の在り方について（その1）

【 制度及び運用改善に関する措置内容について 】

統合に関わらず、今回の独法改革において以下の措置が必要であると考えている。

（必要な職員数・予算の確保）

・これまで運営費交付金の効率化削減、事務職員を中心とする人員削減、事業費の縮減を続けてきたがそれも限界に達しており、文化法人本来の業務である有形・無形の文化的資産の保存、蓄積、継承、新たな文化の創造、教育普及等に資するためにも、必要な職員数・予算を確保できるようにすべきである。

（自己収入の増加に向けたインセンティブの確保）

・法人が自己収入を増やしても、その分運営費交付金が削減される構造となっており、法人が自己収入を増やそうとするインセンティブがそがれる状況となっている。運営費交付金の算定において、従来のような常に右肩上がりの自己収入（目標額）の増加を求めるのではなく、法人の事業の特性に応じた自己収入の算定方法にすべきである。

（① 自己収入の弾力的な使用）

・一定の自己収入を美術品等の管理等を行う専門職員の確保に使用できるようにするなど、法人の努力によって得た収入を法人自らが弾力的に使用できるようにすべきである。

（② 目的積立金の弾力的な認定）

・法人の工夫と努力によって利益を得ても、それが目的積立金として認められない状況が続いている。事業の充実による国民に対するサービスの向上、現場のモチベーションの向上のためにも、経営努力認定の基準を法人の事業の特性に応じた基準とする等、目的積立金が弾力的に認定されるようにすべきである。

（③ 民間資金等を活用した基金の設置）

・魅力ある美術作品等の購入には、数十億円規模の資金が必要になることも想定されるが、厳しい財政状況の中にあっては、国費や民間資金の確保が困難な状況である。このため、民間資金等を活用した基金の設置ではなく、目的積立金の弾力的な認定及び次期中期目標期間への積立金の繰越しの弾力的な認定により、一定規模の資金の確保及び機動的な購入を実現すべきである。仮に、基金による場合には、国費の確実な措置が不可欠である。

（3）政策評価・独立行政法人評価委員会及び会計検査院による指摘事項

① 指摘事項

（該当なし）

② 対応状況

（該当なし）

No.	29	所管	文部科学省	法人名	日本芸術文化振興会
-----	----	----	-------	-----	-----------

2. 個別法人の組織等の在り方について（その2）

（4）（1）～（3）を踏まえた各府省としての組織見直しの考え方について

文化3法人については、それぞれが我が国の文化・芸術の振興を図る重要な使命・役割を担っているが、国立美術館は美術分野における「創造と発展」、国立文化財機構は「文化財の保存と継承」、日本芸術文化振興会は「文化芸術活動に対する援助、伝統芸能の保存振興、現代舞台芸術の振興普及」というように、目的・理念が異なっている。また、それぞれの分野における専門性や研究手法等も異なることや、これまでの経緯から各法人とも必要最小限の人員で運営していることから、3法人を統合することによる合理化・効率化の余地はほとんど見いだしにくいと思われる。

一方で、3法人がそれぞれの専門の分野でその機能をより一層充実させ、事業を発展、展開することは、我が国が文化芸術立国を目指す上で必要不可欠なものであることから、文化3法人については、次のような問題意識を持って取り組んでまいりたい。

【 我が国がアジアの文化のハブとなるための文化法人の機能の強化 】

近年、中国や韓国、シンガポールなど、アジア諸国では新たな美術館や博物館が建設される（※）など、国立の文化施設を拠点として、国を挙げて文化政策を推進している。そのような中、文化芸術立国を目指す我が国がアジアの文化のハブとなっていくためには、「国の顔」である国立の美術館、博物館、劇場における有形・無形の文化的資産の保存、蓄積、継承、新たな文化の創造、教育普及等の機能をより一層充実させるとともに、これまで国として十分に関与できていないデザインや建築、メディア芸術、アイヌ文化などの日本の強みを生かす新たな分野への取組を検討していくことが不可欠である。

新たな分野への取組については、国立の文化施設の立ち上げのニーズもあることから、従来の法人の業務に加えて、新たな分野について法人が担う可能性もあり、法人の関与のあり方についても検討していく必要がある。

特に、東京国立近代美術館フィルムセンターについては、現在、国立美術館の中の東京国立近代美術館の一部局という位置付けであるが、我が国の映画文化振興のナショナルセンターとして、海外の映画フィルムアーカイブ組織と伍して、日本の映画文化のますますの振興を図るため、散逸・劣化の危機にある映画フィルムの保護はもちろんのこと、急速に移行するデジタル化への対応のための調査研究や、ポスター、シナリオ等の多岐にわたる映画関連資料の収集及び文献調査などその機能を強化するため、国立美術館の一館として独立させることを、平成26年度概算要求で計上している。

- ※ ・中国では、2011年に政府が策定した「中国博物館事業の中長期発展計画」に基づき、2020年までに全国の博物館の倍増を計画。
 ・韓国では、2013年11月に国立現代美術館新館がオープン予定。
 ・シンガポールでは、2015年にシンガポールと東南アジア諸国の19世紀以降の美術を紹介するナショナル・アート・ギャラリー・シンガポールが開館予定。

【 文化のナショナルセンターとしての連携機能の強化・充実 】

広く国民が生涯を通じて身近に文化芸術に接し、個性豊かな文化芸術活動を行う環境を整備していくためには、国立の文化施設の発展・充実に加え、公私立の美術館や博物館、劇場など全国の文化施設の活性化が不可欠である。現状においても、文化3法人は、文化のナショナルセンターとして、共同展の開催や全国の公私立施設との連携、さらには専門職に対する研修や指導・助言などの支援に努めているが、今後は、より一層連携業務や支援業務を強化していく必要がある。文化3法人が、美術館、博物館、劇場それぞれの分野の高い専門性や調査研究の蓄積等を背景として、全国の同種施設との間におけるネットワーク拠点として機能し、それぞれの分野のネットワークの中で、例えば美術館の地方巡回展や文化財の積極的貸与などの連携業務や人材育成事業などの支援業務を積極的に進めることによって、公私立の美術館や博物館、劇場などの事業の一層の活性化を図り、日本全国の文化の向上を目指していく必要がある。

No.	29	所管	文部科学省	法人名	日本芸術文化振興会
-----	----	----	-------	-----	-----------

3. 独立行政法人制度の見直しについて

独立行政法人改革に関する中間とりまとめ～行政改革推進会議での中間的整理のために～（平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会）に関して特段の意見・コメントがあれば記載（制度面のみならず、運用面の見直しを含む）

【中間とりまとめの該当箇所】

2. 独立行政法人制度の具体的な見直しの方向性
 (2) PDCAサイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築

（該当箇所に対する意見）

現在、各法人においては、内部監査に始まり、監事や会計監査人（監査法人）による監査、会計検査院による検査のほか、外部委員による運営委員会や評議員会、外部評価委員会に加え、文科省の評価委員会、総務省の二次評価など、各種監査・検査・評価等が行われており、評価等に対応するため、法人全体において長期にわたり非常に大きな労力を掛けて、各種の膨大な資料を作成している。各種の評価が行われることや、毎年度の評価項目の追加等により、評価の作業負担が大幅に増えており、本来の業務が圧迫されている。

こうした状況の中で行われる評価の仕組みの見直しが、法人に更に過大な負担を掛けることとなり、法人業務の本来の目標達成に支障を生ずることがないように、現場の状況を適切に考慮した見直しが行なわれることを要望する。

【中間とりまとめの該当箇所】

2. 独立行政法人制度の具体的な見直しの方向性
 (4) 財政規律、報酬・給与等の見直し及び情報公開の充実
 ① 財務運営の適正化、説明責任・透明性の向上、経営努力の促進

（該当箇所に対する意見）

独立行政法人においては、運営費交付金による柔軟な使途と執行の制度により、非常に迅速で柔軟な自律的運用が可能となったところであり、仮に、予算の積算（見積り）を法人に求める場合、過度に詳細な内容を義務づけると、迅速で柔軟な自律的運用を可能としている制度本来のメリットを失う結果となるので、留意していただきたい。

特に、独立行政法人化前の国の時代のような、詳細な予算参照書的なものを求められると、過大な作業が発生することが確実である。現行の運営費交付金の算定方式では、事業に必要な予算がすべて積算されて措置されているわけではなく、効率化により削減された予算の範囲内の事業執行に抑えるしかないのが現状である。そもそも、すべての事業において厳密な予算の見積りが可能なものではなく、臨時の特別展や特別公演開催など、社会環境の変化に応じた柔軟な経営が必要となっている。

このような現状の中で、予算の積算（見積り）と執行実績を厳密に対比させた説明を求めることは、硬直化した運営を生じることとなり、独立行政法人化の本来の目的から外れる結果となることが危惧されるので、適切な方式が検討されることを要望する。

【中間とりまとめの該当箇所】

2. 独立行政法人制度の具体的な見直しの方向性
 (4) 財政規律、報酬・給与等の見直し及び情報公開の充実
 ① 財務運営の適正化、説明責任・透明性の向上、経営努力の促進
 ② 適正な給与等の在り方の検討と業績評価の反映の促進
 の人件費に関する部分

（該当箇所に対する意見）

人件費については、①、②において、

- ・ 予算の積算（見積り）、執行実績を明らかにすること、予算との乖離が著しい場合に説明責任を課されること
- ・ 法人の事務・事業の特性に応じた柔軟な給与制度の促進や、給与に関する様々な情報公開

などが求められているが、人件費については、法人の責任において運営費交付金等の範囲内で自由に措置できるよう改めて明確にすることや、仮に総人件費改革と同様の措置が取られる場合には学芸員などの専門人材をその対象外とするなど、専門人材の人件費の確保に配慮した改善が不可欠である。

なお、国立美術館においては、人件費の状況は非常に厳しく、平成22、23年度には勤勉手当の「特に優秀」「優秀」の区分の適用を見送った経緯もあり、同様に国立文化財機構においても、人件費抑制のため平成22年度以降東京・奈良地区で地域手当支給率を切り下げるなどの対応をしているが、人件費所要額が人件費予算を上回る状況が常態化しており、現状のままでは、②にある「賞与の一部を活用した報奨金制度の導入」は困難である。

No.	29	所管	文部科学省	法人名	日本芸術文化振興会
-----	----	----	-------	-----	-----------

3. 独立行政法人制度の見直しについて

【中間とりまとめの該当箇所】

2. 独立行政法人制度の具体的な見直しの方向性

(4) 財政規律、報酬・給与等の見直し及び情報公開の充実

① 財務運営の適正化、説明責任・透明性の向上、経営努力の促進

○ 運営費交付金の算定に当たり、自己収入の目標を達成した場合に増加分の一定割合を控除しないこととする。一方、目標不達成の場合には、運営費交付金の算定の際に、事務・事業の内容や継続性等を踏まえて運営費交付金の削減を総合的に判断する。これらの取組のほか、事務・事業の特性や評価結果等も踏まえ、メリハリのある資源配分を行う。

(該当箇所に対する意見)

中間とりまとめに沿った見直しが行われれば、自己収入の増加に伴う運営費交付金の減が一定程度緩和されるものの、法人が経営努力によって自己収入を増大させればさせるほど、運営費交付金が削減される構図に変化はなく、自己収入増大へのインセンティブが働かない。

国立美術館、国立文化財機構、日本芸術文化振興会の主要な自己収入である展覧会事業や舞台公演事業は、観覧環境の質の確保や劇場席数の制約等の観点から入場者数の増加にも一定の制約があるため、自己収入を増大し続けることにも限界がある。

努力した法人が報われる制度となるよう、運営費交付金の算定に当たり、自己収入の目標を中期目標期間中は一定とするなど、右肩上がりの自己収入の算定方法を見直し、文化法人の事業の特性に応じた仕組みとすべきである。

【中間とりまとめの該当箇所】

2. 独立行政法人制度の具体的な見直しの方向性

(4) 財政規律、報酬・給与等の見直し及び情報公開の充実

① 財務運営の適正化、説明責任・透明性の向上、経営努力の促進

○ 剰余金の処理に当たり、法人の業務と運営費交付金の対応関係を明らかにした上で、目標を達成した自己収入の増加や運営費交付金を充てる事業の経費節減による利益のうち、一定割合を経営努力として認め、中期計画に定めた範囲で様々な用途に活用できることとする。また、他動的要因により中期目標期間中に使用できなかったなど一定の合理的理由が認められる場合にも、中期目標期間を超える繰越しを認めることとする。

(該当箇所に対する意見)

工夫と努力によって利益を上げて、それが目的積立金として認められない状況が続いている。現場の経営努力を促すとともに国民サービスの向上につなげるため、展覧会事業など目標を上回った収入は全て経営努力として認定するなど、文化法人の事業の特性に応じた仕組みとなるよう見直すべきである。

また、現行制度上、中期目標期間の最終年度は、工夫と努力によって利益を上げて、経営努力認定が行われず、すべて国庫返納される仕組みとなっている。このため、中期目標期間の最終年度においても経営努力認定がなされる仕組みに見直すべきである。

魅力ある高額な美術作品の購入や文化財の緊急的な修理には、機動的に使用できる一定規模の資金を持つておくことが不可欠である。このため、中期目標期間を超える繰越しについて、高額な美術作品の購入や文化財の修理等に充てる資金については、一定の合理的な理由として認められるなど文化法人の事業の特性に応じた仕組みとなるよう見直すべきである。

【中間とりまとめの該当箇所】

3. 各法人の事務・事業の特性を踏まえた法人の整理と類型化等について

(2) 法人の類型化について

② 同一類型に位置づけられた法人など類似の業務を実施する法人については、法人の政策実施機能の強化、業務運営の効率化及び適正な組織運営の確保の観点も踏まえつつ、各府省の所掌にとらわれずに統合を含めた法人の在り方を検討する。同一類型に位置づけられた法人間においては、業務実施における連携強化についても検討を行う。

文化3法人間において、広報活動を始めとして、業務実施における連携強化について検討を進めることは当然であるが、3法人はそれぞれ目的・理念が異なること、各法人に求められる業務内容やその専門性などが異なることから、共同化・合理化できる余地が乏しいため、統合は困難であると考えられる。

(該当箇所に対する意見)

文化3法人間において、広報活動を始めとして、業務実施における連携強化について検討を進めることは当然であるが、3法人はそれぞれ目的・理念が異なること、各法人に求められる業務内容やその専門性などが異なることから、共同化・合理化できる余地が乏しいため、統合は困難であると考えられる。